右の者に対する受託収賄被告事件について、昭和五四年六月二二日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告申立があり、同事件は当裁判所に係属中のところ、被告人が昭和五六年六月二八日死亡したことは、同人に関する横浜市瀬谷区長 B 認証の同年七月一〇日付戸籍抄本の記載によつて明らかである。

よつて、当裁判所は、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件公訴を棄却する。

昭和五六年七月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環		昌	_
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	寺	田	治	郎